

搬入できないもの

- (1) 産業廃棄物※別ページ参照
- (2) 化学薬品、プロパンガス容器、消火器、灯油、塗料、廃油、農薬、毒物、劇物など危険なごみ。
- (3) 家電リサイクル法に定められた洗濯機、冷蔵庫（冷凍庫を含む）、テレビ、エアコン。
- (4) 農業用機械・機具、廃ビニールなど農業に関する物、オートバイ（自動二輪）、タイヤ、バッテリーなど車に関する物。
- (5) 焼却灰、がれき、砂利、土砂など施設の運転に支障を生じさせるもの。
- (6) ペットボトル、空き缶など各市町村で回収している資源物。
- (7) 注射器、注射針、点滴パックなど医療系廃棄物。

搬入不可能ごみ例

| | | | |
|---|---|--|---|
|  |  |  |  |
| スプレー缶 | 焼却灰 | バッテリー | リサイクル可能な紙類 |
|  |  |  |  |
| ペットボトル | 缶類 | びん類 | 医療系廃棄物 |